

平成 28 年（ワ）第 468 号，平成 29 年（ワ）第 212 号、平成 30 年（ワ）第 224 号

原 告 小 坂 正 則 外

被 告 四 国 電 力 株 式 会 社

令和元年 7 月 17 日

大分地方裁判所

民事第 1 部合議 B 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 德 田 靖 之

同 岡 村 正 淳

同 河 合 弘 之
外

準 備 書 面 (8)

第 1 福岡高裁宮崎支部平成 28 年 4 月 6 日決定で採られた判断枠組みは「社会通念」という曖昧な概念の中に事実上「公共性ないし公益上の必要性」を取り込んだものであるから，かかる「社会通念」を原子炉施設の運転差止請求の判断基準として採用することは許されない。

1 福岡高裁宮崎支部決定の採用する判断枠組みについては，すでに準備書面（2）・2・(1)で要約の上批判しているが，以下に，同高裁決定の重要部分を引用の上再度要約し，その上で，上記高裁決定の論理の根本的錯誤を明らかにする。

(1) 同高裁決定の要旨について

ア 同高裁決定は，以下のとおり，人格権に基づく妨害予防請求としての原子

炉運転請求が認められる要件の原則を確認する（同高裁決定第4. 1. (1)第6段落，同第7段落。なお，波線は引用者）。

抗告人らの差止請求に係る被侵害利益が生命、身体という各人の人格に本質的な価値に係るものであり、本件原子炉施設の安全性の欠如に起因する放射線被曝という侵害行為の態様、当該侵害行為によって受ける抗告人らの被害の重大さ及び深刻さに鑑みると、そのような侵害行為を排除するため、人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉施設の運転の差止請求が認められるためには、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被曝により、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在することをもって足りると解すべきである。

また、上記のような被侵害利益の内容、性質、侵害行為の態様、利益侵害（被害）の重大さ及び深刻さに鑑みると、本件原子炉施設の運転に起因して人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放射線に被曝させる限りにおいて、当該侵害行為は受忍限度を超えるものとして違法というべきであり、本件原子炉施設を稼働させることによる地域の電力需要に対する電力の安定供給の確保、産業経済活動に対する便益の供与、資源エネルギー問題や環境問題への寄与などといった公共性ないし公益上の必要性は、当該侵害行為の違法性を判断するに当たっての考慮要素となるものではないというべきである。

すなわち，同高裁決定は，「人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉施設の運転の差止請求が認められるためには，本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり，その運転に起因する放射線被曝により，抗告人らの生命，身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在することをもって足り」（同高裁決定第4. 1. (1)第6段落），「電力の安定供給の確保、産業経済活動に対する便益の供与、資源エネルギー問題や環境問題への寄与などといった公共性ないし公益上の必要性は、当該侵害行為の違法性を判断するに当たっての考慮要素となるものではない」（同第7段落）とい

う原則を確認している。

イ この原則から素直に出発すれば、「当該発電用原子炉施設の運転等に起因する放射線被曝によりその者の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存する」かどうかが審理の対象となるはずである（同決定第4. 1. (1)第8段落）。

ウ ところが、同決定は、以下のように述べて、「最新の科学的技術的知見を踏まえた予測…を超える事象が発生する危険（リスク）…が零になることはない」から、「そのようなリスクを許容するか否か、許容するとしてどの程度まで許容するかは、社会通念を基準として判断するほかない」として（同高裁決定第4. 1. (2)第2段落）、唐突に「社会通念」なる基準を持ち出す。

すなわち、地震、津波や火山の噴火といった自然現象の予測における科学的、技術的手法には必然的に限界が存するものであって、少なくとも現時点においてその限界が克服されたとはいえない状況にあることは公知の事実であり、最新の科学的技術的知見を踏まえた予測を行ったとしても、当該予測を超える事象が発生する危険（リスク）は残る。また、一般に、自然現象については、地震や火山事象についても、規模と発生頻度との間に相関関係が認められており、その規模が大きくなればなるほど、発生頻度（発生確率）は低下する関係にあるが、その最大規模の自然現象の発生頻度（発生確率ないしリスク）が零になることはない。そして、そのようなリスクを許容するか否か、許容するとしてどの程度まで許容するかは、社会通念を基準として判断するほかないというべきである。

エ その上で、以下のように述べて、ここでいう「社会通念」とは、「我が国の社会が…どの程度の危険性であれば容認するかという観点」であるとする（同高裁決定第4. 1. (2)第3段落）。以下、これを「社会通念基準論」という。

そうであるとすれば、人格権に基づく妨害予防請求としての発電用原子炉施設の運転等の差止請求においても、当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性については、我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか、換言すれば、どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち社会通念を基準として判断するほかないというべきである。

オ 続けて、同高裁決定は、以下のとおり、「（東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発における事故を踏まえて改正された）原子炉等規制法の規制の在り方には、我が国の自然災害に対する発電用原子炉施設等の安全性についての社会通念が反映している」（第4・1・（3）第9段落）とする。すなわち、「我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するか」という観点、すなわち、同高裁決定のいう「社会通念」が原子炉等規制法の規制の在り方に反映されているとする。

このような本件改正（東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発における事故を踏まえた改正…引用者）後の原子炉等規制法における規制の目的及び趣旨からすれば、原子炉等規制法は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解されるのであって、同法一条にいう「大規模な自然災害」についても上記のような趣旨に解される。そして、このような本件改正後の原子炉等規制法の規制の在り方には、我が国の自然災害に対する発電用原子炉施設等の安全性についての社会通念が反映しているということが出来る。

カ その上で、同高裁決定は、以下のように述べて、判断の対象を、「当該発電用原子炉施設の運転等に起因する放射線被曝によりその者の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険」の存否から、「当該具体的審査基準に不合理な点のないこと及び当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠陥がないこと」（同高裁決定第4・1・（4）第5段落）にすり替える。

ところで、前記のとおり、発電用原子炉施設の設置及び運転等については、事故の発生を防止し、万が一重大な事故が生じた場合でも放射性物質が異常な水準で当該発電用原子炉施設の外へ放出されるような災害が起こらないようにするため、原子炉等規制法等により、発電用原子炉の設置及び変更の許可、工事の計画の認可、使用前検査、保安規定の認可、施設定期検査等の段階的規制が定められるとともに、各段階において、その委員長及び委員が原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから任命され、独立して職権を行使するものとされている原子力規制委員会による安全審査が行われるものとされているのみならず、当該発電用原子炉施設については、既に許認可等を受けている場合であっても、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持する義務を負うものとされている（バックフィット制度）ところからすれば、上記訴訟における被告事業者は、前記の具体的危険が存在しないことについての主張、立証において、その設置、運転等する発電用原子炉施設が原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合するものであることを主張、立証の対象とすることができるというべきである。そして、被告事業者の設置、運転等する発電用原子炉施設が原子炉等規制法に基づく設置の変更の許可や工事の計画の認可等を通じて原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には、具体的な審査基準の設定及び当該審査基準適合性についての判断が、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づくものである上、前記のとおり、原子力規制委員会が原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから任命される委員長及び委員により構成され、委員長及び委員は専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使することとされていることにも鑑みると、被告事業者は、当該具体的審査基準に不合理な点のないこと及び当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証（保全処分の申立てにあっては債務者事業者において主

張、疎明すれば足りるというべきである。これに対し、原告（債権者）は、被告（債務者）事業者の上記の主張、立証（疎明）を妨げる主張、立証（疎明）（いわゆる反証）を行うことができ、被告（債務者）事業者が上記の点について自ら必要な主張、立証（疎明）を尽くさず、又は原告（債権者）の上記の主張、立証（疎明）（いわゆる反証）の結果として被告（債務者）の主張、立証（疎明）が尽くされない場合は、原子力規制委員会において用いられている具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があることないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があることが事実上推定されるものというべきである。そして、上記の場合には、被告（債務者）は、それにもかかわらず、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により当該原告（債権者）の生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことを主張、立証（疎明）しなければならないというべきである。

（２）同高裁決定の根本的錯誤

ア 同高裁決定の錯誤の本質を端的に言えば、同高裁決定のいう「社会通念」には、「我が国の社会にとっての電力の安定供給の確保、産業経済活動に対する便益の供与、資源エネルギー問題や環境問題への寄与などといった公共性ないし公益上の必要性」が反映されており、このような「社会通念」を判断基準に用いることは、自ら立てた「公共性ないし公益上の必要性は、当該侵害行為の違法性を判断するに当たっての考慮要素となるものではない」との規範と真っ向から矛盾するという点にある。以下、詳説する。

イ そもそも、同高裁決定が説くとおおり、「人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉施設の運転の差止請求が認められる」要件は、「本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被曝により、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在すること」である以上、「当該発電用原子炉施設が確保すべき

安全性については」、「我が国の社会」ではなく、「危険にさらされる当事者、すなわち原発周辺住民（原告ら）」が「どの程度の危険性であれば容認するかという観点」から判断されなければならない。

ウ　ところが、同高裁決定は、危険性を容認する主体を周辺住民でなく「我が国の社会」にすり替えることで、「社会通念」を原子力規制法制そのものと同一視する。これは要するに、全国民の代表である国会議員が（憲法43条1項）全国民的見地から立法した原子力関連法制に、わが国の社会の「社会通念」が反映されているという考えに基づくものであろう。

エ　しかしながら、全国民の代表が立法した法制に反映するのは、社会通念ではなく正確には「社会的共通利害」である。したがって、原子炉等規制法や原子力規制委員会設置法に基づき設置された機関である原子力安全委員会による安全規制は、社会全体から見ての原発の必要性和、万一の事故が「社会全体」に及ぼす危険との比較考量によって定められているのであって、そこに反映しているのは「公共性ないし公益上の必要性」そのものである。

オ　原子力関連諸法が「公共性ないし公益上の必要性」の結晶であることは、以下に示す通りである。

すなわち、原子力基本法は「原子力利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図る」（同法1条）等を目的とする法律であり、わが国の原子力政策が「原子力の利用推進」という立場に立っていることを明示している。

また、原子炉等規制法は「原子力基本法にのっとり…必要な規制を行」う（同法1条）として、原子力基本法が定めた原子力利用推進のための「規制法」であることを明示している。言い換えれば、原子炉等規制法は、国会が、将来におけるエネルギー資源の確保等の「原発の公共性、公益上の必要性」の観点から原発を推進するために必要な規制を行うこと

を目的として制定されたものなのである。原子力規制委員会も同様に、原子力利用推進を前提に必要な規制を行うために設置された委員会に過ぎない。

カ 以上のとおりであるから、原子力規制関連諸法に基づき策定された審査基準やその適合性判断の合理性等を被告事業者が主張・立証すれば足りるとするのは、実質的に、原子力発電所の「公共性ないし公益上の必要性」を考慮要素とするに等しく、自分が立てた規範に矛盾する無理な論理という他ない。

(3) 小括

以上要するに、原子力規制関連諸法に基づき策定された審査基準やその適合性判断は、「全社会的見地」からなされるものであって「公共性ないし公益上の必要性」が内在しているから、もし用いれば、論理必然的に、「公共性ないし公益上の必要性」を考慮することになる。したがって、このような審査基準やその適合性判断の合理性は、「原発周辺住民」という原子力発電施設と特殊な利害関係を有する者との関係では、具体的な危険性の存否の判断基準として用いてはならない。

以上